

2 阪神・淡路大震災に伴う県税の軽減措置の状況

(単位: 件・百万円)

区 分		法人県民税	個人事業税	法人事業税	不動産取得税	自動車税	自動車取得税	合 計
6年度	件数	1	-	1	33	5,008	79	5,122
	税額	0	-	0	4	29	3	36
7年度	件数	290	10,390	282	10,615	7,975	400	29,952
	税額	172	1,068	515	1,954	68	11	3,788
8年度	件数	522	1,107	492	9,183	296	14	11,614
	税額	270	126	521	3,422	5	1	4,345
9年度	件数	440	-	421	14,685	-	-	15,546
	税額	116	-	234	5,138	-	-	5,488
10年度	件数	-	-	-	11,245	-	-	11,245
	税額	-	-	-	4,637	-	-	4,637
11年度	件数	-	-	-	6,781	-	-	6,781
	税額	-	-	-	2,659	-	-	2,659
12年度	件数	-	-	-	4,584	-	-	4,584
	税額	-	-	-	1,905	-	-	1,905
13年度	件数	-	-	-	2,593	-	-	2,593
	税額	-	-	-	973	-	-	973
14年度	件数	-	-	-	1,572	-	-	1,572
	税額	-	-	-	990	-	-	990
合 計	件数	1,253	11,497	1,196	61,291	13,279	493	89,009
	税額	558	1,194	1,270	21,682	102	15	24,821

(注)1. 表示単位未満は「0」として表示している。

2. 個人県民税については、市町に賦課徴収を委任しており、減免及び雑損控除を合わせた軽減措置額は11年度331百万円、10年度 1,588百万円、9年度 4,613百万円、8年度 13,126百万円、7年度 23,345百万円、6年度 1,300百万円(合計 44,303百万円)となっている。

3. 不動産取得税については、14年度は、減免273件、80百万円、震災特例控除1,299件、910百万円となっている。

○軽減措置の内容

法人県民税・事業税…………… 甚大な被害を受けた法人の復興支援の観点から、被災法人に対して超過税率を適用せず、標準税率とする不均一課税を行う。

個人事業税…………… 事業用資産に2分の1以上の損害を受けた者、また、住宅及び家財等に2分の1以上の損害を受けた者について、課税標準額に応じて減免を行う。

不動産取得税…………… 不動産を取得した直後に震災により滅失・損壊した場合、一定割合の減免を行う。

震災により滅失・損壊した家屋の代替家屋を平成17年3月31日までに取得した場合、課税標準額の控除や一定割合の減免を行う。

ただし、半壊・一部損壊であっても、被災家屋を取り壊して代替不動産を取得した場合は、被災家屋の全部に相当する額の減免を行う。

自動車税…………… 震災により損壊した自動車について、運行不能となった月数に応じ、月割りを持って算出した額の減免を行う。

自動車取得税…………… 震災により滅失・損壊した自動車の代替自動車を平成8年5月31日までに取得した場合は、被害を受けた自動車の被害直前の取引価格に相当する額の一定割合の減免を行う。